令和4年2月1日 子ども・若者部 児童相談支援課

世田谷区児童養護施設退所者等奨学金事業の拡充について

1 主旨

社会的情勢の急激な変化により、大学等に進学した児童養護施設退所者等へのさらなる経済的支援の必要性が生じていることから、世田谷区児童養護施設退所者等 奨学金事業の支援内容拡充を行う。

2 経緯

区は、児童養護施設退所者等への支援として、平成28年4月からせたがや若者フェアスタート事業の継続実施に取り組んできた。このうち給付型奨学金事業の実施にあたっては、世田谷区児童養護施設退所者等奨学基金を創設し、広く区民・事業者等から寄せられた寄附金を原資とすることとし、この5年間で同基金に寄せられた寄附総額は2億円に上っている。

令和2年10月からは新型コロナウイルス感染症拡大による影響を踏まえた臨時的な運用として、奨学金の上限額の撤廃や対象経費の拡大、申請手続きの弾力化等を内容とする見直しを行ったが、世田谷区社会的養育推進計画において、「社会情勢の急激な変化により、退所者等の自立がさらに困難さを増す中、給付型奨学基金に寄せられた寄附を最大限に活用されるよう速やかにせたがや若者フェアスタート事業の見直しに取り組む。」としたところである。

以上の経緯を踏まえ、給付型奨学金事業のさらなる拡充を図っていく。

3 事業実績

(1) 奨学基金への寄附実績 (令和3年12月末時点)

年度	件数	寄附金額合計
平成28年度	298件	25,128,330 円
平成29年度	3 4 2 件	27,173,188 円
平成30年度	358件	22,623,722 円
令和元年度	372件	35,008,518 円
令和2年度	386件	69,493,399 円
令和3年度	284件	27,560,027 円
合計	2,040件	206,987,184 円

(2) 奨学金の給付実績

年度	給付者計	給付金額合計	
平成28年度	11名	3,720,000 円	
平成29年度	10名	3,600,000 円	
平成30年度	9名	3,240,000 円	
令和元年度	9名	3,175,000 円	
令和2年度	7名	1,608,306 円	
令和3年度	8名	2,255,776 円	
合計	54 名	17,599,082 円	

4 拡充に向けた視点

- (1) 奨学金の利用者の中には、生活にかかる経済的不安を抱えながら、アルバイトを前提として就学を継続している者が多く、学業と生活の両立に影響が出ている。また一旦、心身の不調等に陥ると医療の負担に加え、収入が途絶えてしまうため、学業の継続を断念せざるを得ない状況がある。
- (2) この間、授業料等の経費については、国等の奨学金や減免などの制度も充実してきている一方で、安定した学業の継続のためにはより幅広い経済的な支援が求められている。
- (3) 加えて、新型コロナウイルス感染症の流行を契機とした授業のオンライン化が進んでおり、個人所有のパソコンが必需品となってきているため、オンライン授業受講目的によるパソコンの購入等といった新たな費用負担も生じている。
- (4) 拡充に当たっては、大学等中退者の学び直し、就労に向けたスキルアップなど、多様なキャリア形成に対する支援も視野に入れていく。

5 拡充内容

- (1) 授業料等にかかる給付上限額の引き上げ
 - ① 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う臨時的運用期間における本事業利用者の授業料等(授業料・施設費)にかかる自己負担相当額の実績を踏まえ、授業料等の給付上限額を年50万円(*)とする。
 - *但し、自己負担額が50万円を超える事例が生じた場合には、世田谷区児童養護施設退所者等奨学金事業審査会において個別に内容を検討して対応する。
 - ② 授業料等以外の教材費や通学交通費等については、授業料等は別に実費の額により支給とする。
- (2) 対象者及び申請要件の拡充
 - ① 対象年齢を30歳未満(大学等に進学する前年度の3月末時点)とする。
 - ② 過去に当奨学金の給付を受け、大学等を卒業(中退含む)したことがある場合も対象とする。

- (3)対象経費の拡充
 - ① 現在の教科書・参考書代に加え、授業に必要となるパソコンの購入費用についても教材費として給付対象とする。
 - ② 学業と生活の両立を支援するための就学継続支援費(*)を新たに設ける。(1 月当たり3万円)
 - * 区の住宅支援等を利用している場合は対象外とする。
 - ③ 現在通学している学部に関連するものに関わらず、広く資格取得等にかかる 費用を支給対象とする。
- 6 令和4年度における給付想定額

17,020,000円

※令和4年度想定対象者数22名(新規進学者16名、継続在学者6名)

授業料等:5,500,000円 教材費:2,720,000円 通学交通費:1,650,000円 技能習得費:550,000円 居住支援費:6,600,000円

7 その他

児童養護施設退所者等奨学基金に寄せられた寄附について最大限の活用を図るため、給付型奨学金以外の使途も想定した事業の拡充に向けて、児童養護施設退所者等に対して必要となる新たな相談支援体制などといった支援策について、学識経験者、施設関係者、当事者による検討委員会を立ち上げ、令和5年度からの実施に向けて引き続き検討していく。

8 今後のスケジュール (予定)

令和4年4月 新たな奨学金事業の開始

令和5年度 さらなる見直し(新たな相談支援体制等)の実施

給付型奨学金事業の見直しイメージ

	事業内容		コロナ対応(現在)		改正案
給付額	上限36万円/年		上限なし(緊急措置)		上限50万円(原則)/年(授業料・施設費) (上限額を超える場合、個別事情を審査会で別途判断) その他経費は実費分(一部上限あり)
年齢要件	大学等に進学する前年度の3月 末時点で23歳未満		同左		大学等に進学する前年度の3月末時点で <u>30歳未満</u>
申請要件	過去に当奨学金の給付を受け、 大学等を卒業(中退含む)した ことがある場合は対象外		同左		過去に当奨学金の給付を受け、大学等を卒業(中退含 む)したことがある場合も対象とする。 (但し、通算6年を上限として、個別事情を審査会で別途判断)
対象経費	授業料	T	授業料	T	授業料
	施設費		施設費	!	施設費
		/	教科書・参考書代		教材費 <u>(P C 購入経費(上限10万円)含む)</u>
		\	通学交通費		通学交通費
		\	技能習得費		技能習得費 (専攻に関わらず資格取得等の経費を対象)
				1	就学継続支援費(月額3万円)